PART3 労働運動

Chapter1　労働運動のあゆみ

目標
世界の労働環境改善のために作られた機関の歴史を知ろう。
太平洋戦争中，日本の男女の若者が勤労動員されていたことをおさえよう。

1　世界の労働関係年表

労働者・使用者は自由・対等な契約の主体として労働契約を行う（＝**契約自由の原則**）が，労働条件をめぐる摩擦・紛争である**労働問題**が世界中で起こり続けている。

※ 18 世紀後半〔　　　　　　　　〕で**産業革命**が起こり，この時から**労働運動**も始まった。

1811年～ラダイト〔機械打ちこわし〕運動（英）

1833年　**工場法**（英）**→初の労働者保護立法**

1837年～チャーティスト運動（英）

1919年　**国際労働機関〔ＩＬＯ〕**発足→スイスのジュネーブ（国際連盟に創設）

1935年　ワグナー法〔全国労働関係法〕（米）

1947年　タフト＝ハートレー法（米）

1979年　〔　　　　〕**差別撤廃条約**

1989年　**子ども〔児童〕の権利条約**

2　日本の労働関係年表

1897年　労働組合期成会結成→高野房太郎・片山潜ら

大日本産業報国会

1900年　治安警察法
1911年　**工場法**→施行は 1916年
1912年　友愛会結成→鈴木文治ら
1920年　第一回メーデー
1921年　日本労働総同盟結成
1925年　治安維持法
1938年　国家総動員法
1939年　国民徴用令
1940年　**大日本産業報国会**→すべての労働組合が解散
1943年　学徒動員・女子挺身隊
1945年　ＧＨＱ〔連合国軍総司令部〕による民主化スタート・**労働組合法**
1946年　戦後初のメーデー・**労働関係調整法**
1947年　二・一ゼネスト計画中止指令・**労働基準法**・労働省設置
1950年　総評〔日本労働組合総評議会〕結成
1952年　皇居前広場事件〔血のメーデー事件〕・破壊活動防止法〔破防法〕
1955年　**春闘**の始まり
1960年　障害者雇用促進法制定→法定雇用率は中小企業ではほとんど達成されず
1964年　同盟〔全日本労働総同盟〕結成
1985年　労働者派遣法・〔　　　　　　　　　　　　〕**均等法**
1989年　**連合〔日本労働組合総連合会〕**結成・全労連〔全国労働組合総連合〕結成
1993年　パートタイム労働法
1995年　育児・介護休業法
1999年　**男女共同参画社会基本法**
2001年　省庁再編により〔　　　　　　　　〕**省**発足
2004年　労働審判法
2007年　労働契約法

春闘

まとめ

国際労働機関〔ＩＬＯ〕は，国際連盟のもとで創設され，最古の専門機関として国際連合に引き継がれている。
太平洋戦争中，中学生以上の男子は学徒動員，14 歳以上の未婚の女子は女子挺身隊という名で勤労動員された。

Chapter2　労働組合法・労働関係調整法

目標　労働基本権に含まれている具体的な権利をおさえよう。
労働基本権のうち争議権が認められないのはどのような人か考えよう。

1　労働組合法

いわゆる〔　　　　　　　　〕のうち最初に制定されたのが**労働組合法**（1945年）で，労働者の団結権の保護による経済的地位の上昇をはかる。また，行政委員会である**労働委員会**の設置を規定している。

①〔　　　　　　　　〕（憲法第 28 条）→これに第 27 条の**勤労権**を加えたものが**労働基本権**

A　〔　　　　　　〕

B　**団体交渉権**

C　**団体行動権〔争議権・ストライキ権〕**

※「全体の奉仕者」である**国家公務員・地方公務員には認められない**が，代償措置として行政委員会である**人事院・人事委員会**が設けられている。

②**労働協約**

労働組合と使用者が締結する労働条件の取り決め。労働者と使用者が結ぶ**労働契約**や，使用者が定める**就業規則**より優先され，法律ではないが拘束力を持つ。

③刑事・民事上の**免責特権**

労働組合の正当な行為については罪や責任を問われない（＝刑事免責・民事免責）。

④〔　　　　　　　　　　〕の禁止

使用者による正当な理由なき組合活動への妨害・介入や，団結権の侵害，団体交渉の拒否は禁止されている。

※組合員に対する不利益取り扱い，組合不加入または脱退を雇用条件とする黄犬契約なども不当労働行為の一種。

⑤ショップ制→組合員資格と従業員資格の関係を定めた労使間の協定

A　オープン＝ショップ→自由意志に任せる

B　クローズド＝ショップ→事前の組合への加入が採用条件

C　ユニオン＝ショップ→雇用後の一定期間内に組合加入を義務付けられる

⑥労働組合の種類

職業別・産業別・〔　　　　〕別・地域労組（個人が加入）

2　労働関係調整法

労働争議の予防と解決，労使間の自主的な調整と解決を目指すのが**労働関係調整法**（1946年)。

①**労働争議の解決**

労働委員会が担当するが，国民経済に大きな影響を及ぼす恐れのある公益事業などの巨大争議に関しては，内閣総理大臣による緊急調整（＝ 50 日間争議行為禁止）という制度もある。

A　**斡旋**→約 95％

B　**調停**→約４％

C　［　　　　］→約１％，**拘束力あり**

②争議行為

現在の日本では，労働組合の行う争議行為は極めて少ない。そこで，増加する労働者個人と企業との紛争解決のため，2004年に労働審判法が制定され，2年後から**労働審判制**が始まった。

A　労働者側

ストライキ〔同盟罷業〕，サボタージュ〔怠業〕，デモンストレーションなど

B　使用者側

ロックアウト〔作業所閉鎖〕のみ

ストライキのようす

まとめ

団結権・団体交渉権・争議権の労働三権に勤労権を加えたものを，労働基本権という。

「全体の奉仕者」である国家・地方公務員には，争議権は認められていない。

第11講　PART3　確認問題

1　世界初の労働者保護立法としてイギリスで 1833年に制定されたのはどれか。

①　ワグナー法　　②　労働審判法
③　工場法　　④　タフト＝ハートレー法

2　1919年に発足した国際労働機関の略称はどれか。

①　WHO　　②　WTO
③　ILO　　④　PKO

3　日本において，すべての労働組合が解散され 1940年に新たに結成されたのはどれか。

①　日本労働総同盟　　②　日本労働組合総評議会
③　労働組合期成会　　④　大日本産業報国会

4　戦後初のメーデーが行われた 1946年に制定された法律はどれか。

①　労働基準法　　②　労働関係調整法
③　労働組合法　　④　労働者派遣法

5　次のうち最初に結成されたのはどれか。

①　日本労働組合総連合会　　②　全日本労働総同盟
③　全国労働組合総連合　　④　日本労働組合総評議会

6 行政委員会である労働委員会の設置について規定した法律はどれか。

① 労働基準法　② 労働関係調整法
③ 労働審判法　④ 労働組合法

7 労働三権のうち国家公務員・地方公務員には全く認められていないものとして正しいものはどれか。

① 団結権と団体行動権　② 団体行動権
③ 団結権と団体交渉権　④ 団体交渉権

8 拘束力が強い順に並べたものはどれか。

① 労働組合法＞労働契約＞労働協約
② 労働組合法＞労働協約＞労働契約
③ 労働協約＞労働組合法＞就業規則
④ 労働協約＞労働組合法＞労働契約

9 労働争議の解決方法について，その割合が高い順に並べたものはどれか。

① 仲裁＞斡旋＞調停　② 仲裁＞調停＞斡旋
③ 斡旋＞仲裁＞調停　④ 斡旋＞調停＞仲裁

10 争議行為のうち使用者側が行うものはどれか。

① ロックアウト　② サボタージュ
③ ストライキ　④ デモンストレーション

第 11 講　PART3　確認問題　解答

1 解答：③　工場法では年少の労働者が保護された。

①：アメリカで 1935 年に制定された。
②：日本で 2004 年に制定された。
④：アメリカで 1947 年に制定された。

2 解答：③　国際労働機関〔ＩＬＯ〕は国際連盟の主要機関の 1 つとして創設された。

①：世界保健機関の略称。
②：世界貿易機関の略称。
④：国連平和維持活動の略称。

3 解答：④　大日本産業報国会は戦時下に結成された全国連合組織。

①：1921 年に結成された。
②：1950 年に結成された。
③：1897 年に結成された。

4 解答：②　労働関係調整法は，労働委員会による斡旋・調停・仲裁などについて定めた法律。

①：1947 年に制定された。
③：1945 年に制定された。
④：1985 年に制定された。

5 解答：④　総評と呼ばれ，1950 年に結成された。

①：連合と呼ばれ，1989 年に結成された。
②：同盟と呼ばれ，1964 年に結成された。
③：全労連と呼ばれ，1989 年に結成された。

6 解答：④　労働組合法は，団結権を保障するなどして，労働者の経済的地位の向上を目指す法律。

①：賃金・労働時間・休日など最低限度の労働条件を規定した法律。
②：労働争議の予防と解決，労使間の自主的な調整と解決をはかるための法律。
③：労働者個人と企業との紛争解決をはかるための法律。

7 解答：②　団体行動権は国家公務員・地方公務員には認められておらず，代償措置として人事院・人事委員会が設けられている。

①：警察官などをのぞいて，団結権は認められている。
③：警察官などをのぞいて，認められている。
④：警察官などをのぞいて，認められている。

8 解答：②　労働協約は労働組合と使用者が締結する労働条件の取り決めで拘束力をもち，労働契約や就業規則より優先される。

①：労働協約は労働契約より優先される。
③：労働組合法は労働協約より優先される。
④：労働組合法は労働協約より優先される。

9 **解答：④**

斡旋（約 95%）＞調停（約４%）＞仲裁（約１%）の順。斡旋はもっとも利用しやすい解決方法。仲裁は唯一解決策に拘束力がある。

10 **解答：①**

作業所閉鎖のこと。

②：怠業のことで，労働者側が行う争議行為である。
③：同盟罷業のことで，労働者側が行う争議行為である。
④：デモのことで，労働者側が行う争議行為である。